

○登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則

平成17年5月10日

公安委員会規則第13号

登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則をここに公布する。

登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の9、第51条の10及び第51条の13第2項並びに確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令(以下これらを「行政処分」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の上申)

第2条 警察署長は、法第51条の9、第51条の10又は第51条の13第2項の規定に基づく行政処分を必要と認めるときは、放置車両確認事務に係る登録を受けた法人に対する適合命令上申書(別記第1号様式)、放置車内確認事務に係る登録を受けた法人に対する登録取消上申書(別記第2号様式)又は駐車監視員資格者証の返納命令上申書(別記第3号様式)に、証拠書類及び関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(行政処分の事務を担当する者)

第3条 公安委員会が行う行政処分に関する事務処理は、この規則の定めるところにより、交通部交通指導課長が行うものとする。

(行政処分の通知)

第4条 行政処分の通知は、所要事項を記載した適合命令書(別記第4号様式)、登録取消処分通知書(別記第5号様式)又は駐車監視員資格者証返納命令書(別記第6号様式)を被処分法人等に交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、行政処分に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年5月10日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、この規則の適用については、改正道路交通法附則第2条の規定により改正道路交通法第3条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の道路交通法とする。

附 則(平成28年4月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署 長 印

放置車両確認事務に係る登録を受けた法人に対する適合命令上申書

次の者は、道路交通法第51条の9の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので、上申する。

法人の名称及び主たる事務所 の所在地	
法人の代表者の住所、氏名 及び年齢	
処分対象行為と認めた事案	
意 見	

第2号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署 長 印

放置車両確認事務に係る登録を受けた法人に対する登録取消上申書

次の者は、道路交通法第51条の10の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので、上申する。

法人の名称及び主たる事務所の所在地	
法人の代表者の住所、氏名及び年齢	
処分対象行為と認めた事案	
意見	

第3号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署 長 印

駐車監視員資格者証の返納命令上申書

次の者は、道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので、上申する。

駐車監視員資格者証の交付 を受けた者の住所、氏名及 び年齢	
処分対象行為と認めた事案	
意 見	

第4号様式 (第4条関係)

鹿児島県公安委員会達 (鹿交指) 第 号

適 合 命 令 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置をとることを命ずる。

措 置	
-----	--

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として (訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。) 提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

第5号様式 (第4条関係)

鹿児島県公安委員会達 (鹿交指) 第 号

登 録 取 消 処 分 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を取り消したので、通知する。

理 由	
-----	--

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



第6号様式 (第5条関係)

鹿児島県公安委員会達 (鹿交指) 第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(名 称)

(駐車監視員資格者証番号) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証の返納を命じる。

理 由	
-----	--

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として (訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。) 提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

